議案第51号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)の一部を次のように改正する。別表第1土木部の表14の4の項の(1)中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項の(2)中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項の(5)中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。